

名古屋学院大学オープンアクセスポリシー

2025年11月18日 制定

(趣旨)

- 1 名古屋学院大学（以下「本学」という。）は、本学における研究成果を広く学内外を問わず公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与すること、またその成果を社会に還元することを目的として、オープンアクセスに関するポリシーを以下のように定める。

(研究成果の公開)

- 2 本学は、本学に在籍する教員（以下「教員」という。）が、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された研究成果（以下「研究成果」という。）を、「名古屋学院大学リポジトリ」（以下「リポジトリ」という。）等によって公開する。ただし、研究成果の著作権は、本学には移転しない。

(適用の例外)

- 3 著作権等の理由でリポジトリによる公開が不適切であるとの申出が教員からあった場合、本学は当該研究成果を公開しない。

(適用の不適及)

- 4 本ポリシー施行以前に出版された研究成果や、本ポリシー施行以前に本ポリシーと相反する契約を締結した研究成果には、本ポリシーは適用されない。

(リポジトリへの登録)

- 5 教員は、研究成果について、できるだけすみやかにリポジトリ登録が許諾される著者最終原稿等の適切な版を本学に提供する。リポジトリへの登録、公開等リポジトリに関する事項は、「名古屋学院大学リポジトリの運用に関する規程」に基づき取り扱う。

(その他)

- 6 本ポリシーに定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

附則 1 このポリシーは、2025年11月18日から施行する。